

1 7 陳 情 第 5 3 号	「平成 1 8 年度学童クラブの利用調整について」撤回に関する陳情
付 託 委 員 会	福祉健康委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 1 8 年 1 月 1 8 日受理、平成 1 8 年 2 月 2 7 日付託
陳 情 者	東京都新宿区————— ————— 代表 ————— ほか 2 3 1 名

(要 旨)

これまで「待機児童」を出さなかった方針を大きく変えて「待機児童」を出すような「利用調整」は受け入れられません。

「平成 1 8 年度学童クラブの利用調整について」（平成 1 7 年 1 1 月 2 1 日福祉部子ども家庭課）及び「平成 1 8 年度学童クラブの利用について」（平成 1 7 年 1 2 月 1 日・3 日福祉部子ども家庭課）は撤回されるようにしていただきたい。

(理 由)

1 子育て支援に逆行

広島や栃木での事件など子どもに対する事件犯罪が多いこの社会の中で、子どもを安心して預けられる施設が必要なのにも関わらず、「待機児童」を出し、事件や犯罪に巻き込まれる可能性を増大するのは「子育て支援」に逆行するものと考えます。

2 現在在籍より大幅に少ない受け入れ枠の設定

高田馬場第二学童クラブは今年最大 1 0 0 名の在籍数があり、また、来年度の予測数も 9 7 名あるのにも関わらず、「来年（平成 1 8 年）度は受け入れ目安数を 8 0 名にする。」とあります。

これでは「待機児童」が出るのは必至です。

3 不可能な近隣調整

「受け入れ目安を超えた児童は近隣学童を利用するよう協力依頼をする」「協力依頼を受け入れない児童は待機させる」とありますが、高田馬場第二学童クラブ地区は他にいくところがなく（子ども家庭課は「民間学童クラブがあります」といっていますが、料金が低い、施設環境が良くない等で現在も在籍は少数です。早稲田南町学童クラブは距離的に無理があります。）待機児童がでるのは必至です。

4 周知期間の少なさ

1 1 月下旬に説明され、1 2 月の広報に出し、1 月の受付、2 月調整、3 月「待機通知発送」といったスケジュールは早急すぎます。

5 利用基準改訂でのポイント制の矛盾（学年調整の撤廃）

本来一番保護されなくてはならない新1年生が、すでに通っている出席率の良い新2年生や新3年生に比べポイントが少なくなる改訂がされています。これでは新1年生が利用調整の対象になる確率が高く、必要度合いが高い1年生が学童を利用できず、必要度が高いものから利用する利用基準の趣旨と大きく相反します。

6 利用基準でのポイント制の矛盾（出席率カウントの時期）

11月下旬に「平成18年度学童クラブの利用調整について」（平成17年11月21日福祉部子ども家庭課）が示されたにもかかわらず、出席率のカウントは平成17年9月から12月の出席率をもとに算出するとの説明がありました。時期をさかのぼって、カウントし、それをもとに利用調整（実行）することは、受け入れられません。

7 子ども家庭課の対応

子ども家庭課の説明の中で、利用者（保護者）から多数の反対意見が出たにもかかわらず、この「利用調整について」は、「変更する気がない」とのこと。「説明すればよい」「意見は聞き入れられない」といった対応に関し、不信感を持たざるを得ません。